

令和7年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第1回臨時理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 臨時総会の招集の決定の件

① 臨時総会の決議の省略についての決定

臨時総会の決議事項につき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第58条第1項の規定により、決議の省略の方法により行うこと。

② 臨時総会の決議事項の決議省略

理事の選任の件(候補者の決定)について

理事1名の候補者名は別紙のとおりである。

2 決議事項を提案した理事の氏名

会長 前田 義機

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和7年7月10日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

会長 前田 義機

令和7年7月1日、会長 前田義機が理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和7年7月10日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般法人法第96条及び定款第33条第3項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和7年7月10日

公益社団法人鳥取県人権文化センター
議事録作成者 会長 前田 義機



(別紙)

理事候補者（任期：令和８年度定時総会時まで）

氏名	所属等	備考
ひろおか やすひこ 廣岡 靖彦	公益財団法人鳥取県国際交流財団	常務理事

・廣岡靖彦 氏（１９６４（昭和３９）年１０月２７日生）

令和７年５月３０日に辞任した佐々木満也理事（前公益財団法人鳥取県国際交流財団常務理事）の後任者として選任を得ようとするもの。

〔略歴〕

令和７年３月３１日 鳥取県庁 退職

令和７年５月３０日 公益財団法人鳥取県国際交流財団常務理事 就任